

長野県営住宅退去者滞納家賃等回収業務委託公募型プロポーザル方式実施要領

製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る公募型プロポーザル方式実施要領（平成28年3月31日付け27契検第160号。以下「実施要領」という。）に基づき、公募型プロポーザル方式により契約の相手方を選定するため、次のとおり企画提案書を公募します。

平成30年7月4日

長野県建築住宅課公営住宅室長

1 業務の概要

(1) 業務名

長野県営住宅退去者滞納家賃等回収業務

(2) 業務の目的

長野県営住宅に係る滞納家賃及び駐車場使用料（以下、「滞納家賃等」という。）について、その解消が重要な課題となっていることから、専門的な知識、経験及びノウハウを有し債権回収業務を得意とする弁護士（弁護士法人）に、滞納家賃等回収業務を委託することにより、未収金の回収を促進することを目的とする。

(3) 業務内容

委託債権の回収手法等については、本業務に係る公募型プロポーザル方式に参加する事業者の提案に委ねるものとするが、別添「長野県営住宅退去者滞納家賃等回収業務委託仕様書」（以下、「仕様書」という。）に掲げる業務を実施するものとする。

(4) 委託対象債権

県営住宅等に関する条例（昭和35年条例第33号）に規定する家賃のうち、県営住宅を退去した者に係る滞納家賃債権及び駐車場使用許可に基づく駐車場使用料債権で、県が別途指定するもの。

(5) 委託期間

契約の日から平成31年3月31日まで

(6) 委託料

未収金回収実績金額に報酬率（上限を35パーセント）を乗じ、消費税及び地方消費税相当額を加えた金額を支払う。（契約書に定められた率とする。）

2 公募型プロポーザル方式による業務委託候補者選定

受託を希望する方は、公募型プロポーザル方式に参加申込を行い、以下のとおり提案を行ってください。提案内容等について審査の上、契約の目的に最も合致した企画を提示し、最も優れた技術力を有すると認められる者を委託契約候補者とします。

なお、プロポーザル参加に係る経費は、全て参加者の負担となります。

3 応募資格要件

次の各号に掲げる資格要件を全て満たすものとしします。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項及び財務規則第120条第1項の規定により入札に参加することができない者でないこと。
- (2) 物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成23年3月25日付け22管第285号）に基づく入札参加停止の措置を受けていないこと。
- (3) 長野県暴力団排除条例（平成23年長野県条例第21号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。
- (4) 法人にあつては県税、消費税及び地方消費税、個人にあつては県税、消費税、地方消費税及び個人住民税（個人の市町村民税・県民税）を完納していること。

- (5) 労働保険、厚生年金保険及び健康保険に加入する義務がある者にあつては、これらに加入していること。
- (6) 弁護士法（昭和24年法律第205号）第8条の規定により日本弁護士連合会に備えた弁護士名簿に登録された弁護士又は同法第30条の2の規定による弁護士法人（以下、「弁護士等」という。）であること。

4 参加申込書の作成・提出

公募型プロポーザル方式に応募する者は、次に掲げる事項に留意の上、参加申込書を提出するものとします。提出期限までに参加申込書を提出しない場合は、企画提案書を提出することができません。

- (1) 提出書類
 - ①参加申込書（様式1号）
 - ②参加要件具備説明書類総括書（様式1号の附表）
- (2) 提出期限
平成30年7月17日（火）正午（必着）
- (3) 提出方法
郵送又は持参により、長野県建設部建築住宅課公営住宅室管理係まで提出してください。
（提出先は、下記12を参照。なお、郵送の場合は、必ず電話で到達の確認をお願いします。）
- (4) 参加資格要件の審査
 - ①提出された参加申込書及び参加要件具備説明書類に基づき、参加資格要件の審査を行います。
 - ②虚偽の記載事項がある場合、参加申込書は無効になります。
- (5) 参加資格要件を満たさない者に対する理由の説明
県は、参加申込書提出者のうち、要件を満たさないため提出者として該当しなかった者（以下「非該当者」という。）に対し、非該当理由を、書面により通知するものとします。
- (6) その他の留意事項
 - ①参加資格要件の非該当者以外の者への通知は行いません。
 - ②参加申込書提出後に辞退する場合は、辞退届（任意様式）を提出してください。

5 プロポーザル説明会

説明会は、開催しません。

6 応募に関する質問

企画提案書作成に関する質問については、以下により受け付けます。

- (1) 受付期限 平成30年7月19日（木）正午まで
- (2) 受付方法 業務質問書（様式2）を電子メールにより長野県建設部建築住宅課公営住宅室管理係へ提出してください。提出した場合は、電話で到達の確認をお願いします。（提出先は下記12を参照）
- (3) 回答方法 長野県公式ホームページに随時掲載します。

7 企画提案書の作成・提出

- (1) 提出書類
 - ① 企画提案書（様式3）
 - ② 企画書（任意様式 A4判）
企画書は、仕様書（案）及び別表「長野県公営住宅退去者滞納家賃等回収業務評価項目及び評価内容」（以下「評価項目及び評価内容」という。）を踏まえた上で、作成してください。
- (2) 提出部数 6部（原本1部、コピー5部）
- (3) 提出期限 平成30年7月26日（木）正午まで（必着）
- (4) 提出場所 長野県建設部建築住宅課公営住宅室管理係（提出先は下記12を参照）
- (5) 提出方法 直接持参又は郵送

(6) 留意事項

- ① 企画提案書は提案者1者につき1案のみ受け付けるものとします。
- ② 提出後の書換え、引換え及び撤回は認めないものとします。
- ③ 虚偽の記載をした提案書等は、無効とします。
- ④ 委託料の上限を超える提案書等は、無効とします。
- ⑤ 応募資格要件を満たさない者又は委託先事業者を選定するまでの間に応募資格要件を満たさなくなった者が提出した企画提案書等は、無効とします。
- ⑥ 提出された全ての書類は、長野県情報公開条例に基づき、情報公開の対象文書となることから、法人に関する情報（いわゆる企業秘密等）に該当する場合は、その旨明記してください。
- ⑦ プロポーザルにおいては、すべて弁護士会に提出済の弁護士の職印又は法人印を使用するものとします。
- ⑧ 提出した書類は返却しません。
- ⑨ 企画提案書等提出書類は、事業者選定に伴う作業等に必要な範囲において、複製することがあります。
- ⑩ 提出された企画提案書は、企画提案書の選定以外には提出者に無断で使用しません。
- ⑪ 提案を取り下げる場合は、取り下げ書（任意様式）を提出すること。

8 審査

(1) 企画提案の選定方法

選定については、別に定める「長野県県営住宅退去者滞納家賃等回収業務委託提案審査要領」に基づき、提出された提案書等について審査を行います。なお、企画提案書のプレゼンテーションは行いません。

(2) 企画提案の選定基準

仕様書の方針を前提として、別表「評価項目及び評価内容」により行います。

(3) 選定者、非選定者への通知及び公表に関する事項

- ① 企画提案書を提出した者のうち企画提案が選定され、見積業者に選定された者に対して、その旨を見積業者選定通知書により通知します。
- ② 上記①以外の者に対して、選定されなかった旨及び選定しなかった理由（以下「非選定理由」という。）を見積業者非選定通知書により通知します。
- ③ 見積業者を選定したときは、遅滞なく、見積業者選定経過書及び企画提案審査委員会審査書を長野県ホームページに掲載するとともに、建設部建築住宅課公営住宅室において閲覧に供します。

(4) 非選定理由に関する事項

- ① 見積書非選定通知書を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して10日（土曜日、日曜日及び休日は除く。）以内に、書面（任意様式）により非該当理由の説明を求めることができます。
- ② 非選定理由についての説明を求められたときは、書面を受理した日の翌日から起算して10日以内（土曜日、日曜日及び休日は除く。）に書面により回答します。

9 契約書案

別添契約書（案）のとおり

10 選定後の手続き等

(1) 契約手続き

- ① 県は、財務規則に定める随意契約の手続きにより、契約候補者へ見積書の提出を依頼し、3日以内に見積書を徴取し、予定価格の範囲内であることを確認して契約を締結し、契約書を取り交わすものとします。
- ② 本業務の業務委託仕様書は契約候補者が提出した提案書が基本となりますが、この内容をもって直ちに契約内容とするものではありません。契約締結及び事業実施にあたっては、必ず長野県と協議を行いながら進めるものとします。なお、協議が整わなかった場

合は、契約を締結せず、次点者と協議を行うものとします。

(2) 契約保証金

当該業務の契約に際しては、受託者は契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結と同時に納付しなければなりません。ただし、財務規則第143条各号のいずれかに該当する場合は納付を求めませんが、契約を履行しないときは、納付させないこととした金額に相当する金額を納付しなければなりません。

11 契約経過の公表

契約を締結した場合は、遅滞なく、契約業務名、履行場所、業務概要等の契約情報について、長野県ホームページに掲載するとともに、建設部建築住宅課公営住宅室において閲覧に供します。

12 提案書等の提出先、問合せ先

〒380-8570（住所記載不要）

長野県長野市大字南長野字幅下692-2

長野県 建設部 建築住宅課 公営住宅室 管理係（県庁7階）

電話 026-235-7337（直通）

FAX 026-235-7486

E-mail jutaku@pref.nagano.lg.jp

担当 春日 順子